

# 埋蔵文化財照会の流れ

東海村教育委員会 生涯学習課 博物館・文化財担当  
(東海村歴史と未来の交流館内)

工事着工4ヶ月前までに照会してください

県届出が60日前のため、試掘準備期間も考慮し、約3ヶ月前に試掘調査依頼をしてください

## 1. 埋蔵文化財の有無の照会

照会方法

窓口

FAX

電話

必要なもの

予定地の地図（地番がわかるもの）

職員が地図とシステムを突合して判断（窓口の場合は口頭、FAXの場合は電話で回答します）

該当あり  
(包蔵地内)

包蔵地隣接  
(50m以内)

該当なし

## 2. 照会文書（現地確認申請書）の提出

必要なもの

- ①申請書「埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについて（照会）」
  - ②位置図（縮尺1：25,000）
  - ③地形図（縮尺1：2,500）
  - ④公図（写）※区域を赤線で明示
- ①を1部、②～④を2部

申請の後、職員が現地確認を行い判断します（1～2週間を要します）

【回答】要試掘  
包蔵地内につき  
試掘します

【回答】要試掘  
遺構が広がっている  
可能性があります

【回答】  
該当なし

## 3. 試掘調査依頼

必要なもの

- ①試掘・確認調査依頼書
- ②周辺の位置図
- ③開発工事等の図面
- ④土地所有者の承諾書

重機手配の都合により  
申請から試掘まで  
1ヶ月程度を要します

試掘

包蔵地内の場合  
遺構の有無に関わらず  
届出が必要です

【隣接地で】  
遺構あり

【隣接地で】  
遺構なし

工事の着工に  
問題はありません。

ただし、工事中に  
発見される場合  
ありますので、  
その際は速やかに  
生涯学習課へ  
ご連絡ください。

## 文化財保護法93条に基づく届出

- ▶包蔵地内または隣接地で「遺構あり」と判断された場合、届出が必要です。  
→村を経由して県へ提出します。
- ▶工事着工の60日前に県へ届出する必要があるため、村にはさらに早く書類をご提出ください。

備考

- 試掘調査の結果、遺構が確認されたものの保護ができない（保護層30cm確保が不可）と判断された場合、発掘調査を行う可能性があります。
- 発掘調査の対象となった場合、試掘調査に加え、発掘調査も必要となるため、長期化する可能性があります。

各申請は期間に余裕をもってお願いします。